

令和5年12月22日
さいたま市PTA協議会
会長 郡島 典幸

重大な内規違反による暫定的な処分について

12月20日(水)に開催された、さいたま市PTA協議会 令和5年度 第6回理事会において、過去に当協議会内において重大な内規違反があったと認定いたしました。本件に大きく関与したとされる者について、暫定的な処分を行うことを決定いたしました。

暫定期間を令和6年度定期総会までとし、定期総会による総意をもって正式な処分といたします。本人による弁明の機会、書面でのみ受け付けるものとし、期間を令和6年1月31日までといたします。本決定の通知は速やかに送達するものとし、これ以降当協議会理事および役員は、正式処分決定まで、該当人物との書面によらない接触を厳に排除することを確約いたします。

重大な内規違反や処分内容の詳細については、現在、第三者委員会に付託している内容と関連する恐れがあるため、委員会による調査終了までは非公開とさせていただきます。また、本件は継続して調査を行い、追加の処分等がある場合は、速やかにこれを実施してまいります。

以上

さいたま市PTA協議会
〒330-8501

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 大宮区役所4階
TEL.048-647-4401 FAX.048-647-4414